

## 南種子町農業委員会平成 25 年 4 月総会議事録

1 . 開催日時 平成 25 年 4 月 19 日 ( 金 ) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 24 分

2 . 開催場所 研修センター1 階東側会議室

3 . 出席委員

会長	8 番	戸石 助美			
会長職務代理者	10 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	小脇 登	2 番	中峯 哲義	
	3 番	中里 安男	4 番	寺田 誠	
	5 番	小山 重和	6 番	小脇 又男	
	7 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	11 番	古市 道則	12 番	西園 和良	

4 . 欠席委員

5 . 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 19 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7 . 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第六条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 21 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 10 番、石堂かよ子委員。11 番、古市道則委員を指名します。

議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。  
事務局 それでは別紙資料に基づきまして、説明をしていきます。諸般の報告。3 月 23 日、種子島グリーンツーリズム・フォーラムが 14 時から中種子町で開催されまして、局長が出席しております。内容については、グリーンツーリズムの基礎・教育旅行の受入れ体験に学ぶ。3 月 24 日、大久保農地組合総会、14 時から大久保公民館で開催されまして、農地相談員、ここについては小山・西園委員が出席しております。内容につきましては、大久保農地組合総会ということです。3 月 26 日、県農業会議 3 月定例常任会議・委員会、県農業会議第 83 回通常総会、11 時から鹿児島市で開催されまして、会長・局長が出席しております。内容については、農地法 5 条第 1 項の規定による農地の転用のための権利移動に関し南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。一つ追加になりますが、3 月 27 日から 28 日、農業委員会研修、鹿児島市・鹿屋市のほうに行っております。内容につきましては、県農業会議で遊休農地、農地管理システムの関係について、それとサンフィールズという会社のほうの視察であります。内容等の報告については、この後の全員協議会で報告がなされます。3 月 31 日、小平山農地管理組合総会、18 時から小平山公民館、農地相談員が出席しております。内容については、総会であります。4 月 1 日、平成 25 年職員異動辞令交付式、職員朝礼、8 時 40 分から研修センターで開催され、会長が出席しております。4 月 8 日から 9 日、会計実地検査が開催されました。場所については議会会議室、会長・職員で対応しております。内容等については農地制度円滑化事業補助金、農業委員会交付金の事務処理の状況の実施検査であります。4 月 10 日、現地調査、9 時から。場所については町内です。出席者については、会長、西園農地部長、西田・寺田委員、それと事務局であります。内容につきましては、3 条・5 条・非農地・農地転用・現況確認、農地パトロールであります。4 月 16 日、南種子町農地流動化調整会議、13 時 30 分から研修センターで開催されております。出席については局長、係長が出席しております。内容については、農地賃借・貸借関係に係る斡旋調整であります。4 月 18 日、市町村農業委員会新任職員研修、10 時から鹿児島市で開催されまして、係長と係が出席しております。内容につきましては、農業委員会制度の概要と役割、農地制度の概要と実務であります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第 3、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 19 号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題とします。

議 長  
事 務 局

事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。

議案第1号について説明いたします。資料1ページをお開きください。議案第1号、平成25年度第19号農用地利用集積計画書(案)でございます。第1号議案1号は農用地利用集積計画の承認について、平成25年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画・賃貸借7件と所有権移転1件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料4ページから5ページをご覧ください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画について内容を説明】

利用権設定を受けるものは経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で1号議案についての承認を求めるものです。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長  
10 番委員

はい。石堂委員。

4ページの1番のAさんの件ですけれども、字図で1234の7の4,453㎡の内、3,272㎡となっていますけれども、これには訳があるのでしょうか。

議 長  
事 務 局

事務局、わかりましたでしょうか。

資料の7ページをお願いします。1234番地7の分なのですが、面積が4,453㎡となっておりますが、内3,272㎡を賃貸借したいということで、ここで塗ってない部分があるのですが、この部分が耕作出来ない地帯となっていますので、そのうちの3,272㎡を賃貸借するという事です。

10 番委員

いいですか。

議 長

石堂委員。

10 番委員

耕作できない状態とは。それとちゃんと測量してこうやって分けているということなんですかね。

議 長

懇談にしてよろしいですか。懇談に入ります。

議 長

懇談を解きます。

議 長

石堂委員。よろしいですか。

10 番委員

はい。

議 長

ほかにありませんか。異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人・B、譲受人・C を議題とします。事務局の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は所有権の移転が 1 件です。議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について資料を読み上げます。

【議案第 2 号、整理番号 1 番を議案書をもとに朗読】

字図、地図は 22・23 ページの方にあります。これらの件につきましては、別添の調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の総てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番 寺田委員。

4 番委員 整理番号 1 の説明をさせていただきます。C さんは、後で出てくる第 5 条との関連もあるのですけれども、B さんから土地を買いまして車庫と住宅を作るということで、その買った土地の残が 328 m<sup>2</sup>という形になります。そこにカライモの作付をしたいということでございます。場所はの北側の方になるのですけれども、そちらは周辺には住宅があり、農地に影響するようなものはないと思います。先ほど言いましたように、作業の従事日数、それから下限面積、地域の調和という面では何ら問題はないという風に思われます。以上でございます。ちなみに C さんは に住んでおり、手狭になったための申請です。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。小脇委員。

6 番委員 21 ページ。これは所有権移転でしょ。調査書の下から 2 番目の第 2 項第 6 号、「申請に係る農地は貸人の」となっているけれど、ここの修正をお願いします。後、その下の第 7 号は「借り受け」となっています。それと次の 5 条とも関連してくるので、単価が 127,200 円、と非常に安いですよ。5 条の土地の取得費が 500 m<sup>2</sup>で 300 万でしょ。極端に差があるっちゃうことです。おまけにこの人議員さんですから、公職選挙法に引っかからないでしょうか。確認した方がいいんじゃないですか。

議 長 小脇委員。もう一回確認をしたいのですが。小脇委員が言いたいことがはっきりつかめないのですがもう一回言ってもらっていいですか。

6 番委員 21 ページの所はわかりましたか。

事務局 はい、修正します。

6 番委員 所有権対価が 127,200 円。次の議案に出てきますが、500 m<sup>2</sup>で 300 万ですよ。同じ隣接地でありながら。これが本当なら利益を得るため、とし

て色々問題があるのではないのですか。

事務局 農地関係の売買ということになります。ここについては農地の価格、それと24ページについては宅地の価格ということで、ここについては双方で話し合いをした結果の申請だということになっておりますので、こちらが単価についてはとやかく言うことは出来ないと思います。以上です。

議長 まず議案第2号の件ですが、この件について小脇委員が言われた単価の件以外でその外に何かありませんか。ないですか。単価の件に関しましては局長の説明でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 他にありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第2号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第2号については、原案どおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・B、譲受人・C 外2件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転が3件です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について資料を読み上げます。

【議案第3号、整理番号1番・3番を議案書をもとに朗読】

詳細につきましては39ページから44ページに資料を添付しています。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、寺田委員。

4番委員 整理番号1番のCさんとBさんですけれども、これについては書類にありますように、住宅が129㎡、車庫が27㎡の住宅と車庫を造るということです。周りは東側が町道が通っておりまして、その周辺には原野、後、南の方には住宅といった形になっており、地域の農業に及ぼす影響はないものと考えます。以上です。

議長 整理番号3番、西園農地部長。

12番委員 先ほど説明がございましたが、譲受人と譲渡人は兄弟であるということです。議案の中にもありますが、これから先の消費税増税も頭にあるようです。調査する時に私の判断で、ここに住所がないということで保留になる可能性もあると、私の考えで譲渡人のDさんに話をしておりましたが、事務局の方に尋ねたところ、ここに1年以内に着工したら問題ないということでありますとのこと。本人は1年でも早く定年を待たず帰ってき

たいという意思があるようですが、奥さんが「定年まで頑張れ」ということ  
のようですので、いずれ帰ってくるのではないかと思いますのでよろし  
くお願いします。

議 長 担当員の説明が終わりました。整理番号 1 番・3 番について何か質疑あ  
りませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号、整理番号 1 番・3 番については  
原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成です  
ので原案どおり決定いたします。

整理番号 2 番については小山委員が農業委員会法第 24 条議事参与の制  
限に該当することになりますので、小山重和委員の退場を求めます。

(小山委員、退場)

議 長 整理番号 2 番、事務局説明をお願いします。

事 務 局 30 ページをお開きください。

【議案第 3 号、整理番号 1 番・3 番を議案書をもとに朗読】

詳細につきましては、31 ページから 37 ページとなっています。以上で  
説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して地区担当委員から現地調査の結果並びに補  
足説明をお願いします。寺田委員。

4 番委員 E さんは の自動車置場を確保するために土地を貸借するという  
ことをございまして、西側の方には娘の住宅が建っており、東側と南側は  
農地ではなく雑種地になっております。道をはさんだところには少し農地  
がありますけれども、周辺の環境や農地には何ら問題はないと思います。  
以上です。

議 長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。高田委員。

8 番委員 この土地は転用計画の資金計画を見ますと取得費 180 万となっています。  
理由としまして賃貸借となっていますけれども、転用して土地は売買され  
るのではないですか。

事 務 局 F さんと E さんとの所有権移転の売買契約をして、E さんが会社に貸し  
付けといった形になります。

議 長 高田委員。よろしいですか。

8 番委員 はい。

議 長 他にありませんか。

議 長 異議が無いようですので、議案第 3 号整理番号 2 番を原案どおり決定す  
ることに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成です。全員賛成ですの

で、原案どおり決定としました。議案第3号、整理番号1番・2番・3番については、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することとします。小山委員の入場を求めます。

(小山委員着席)

議長 日程第6、議案第4号 南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、別紙資料になります。南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正について、このことについて、別紙のとおり南種子町農地流動化奨励金交付要綱の一部改正したいので、南種子町農業委員会規定7条第1項第12号の規定により、農業委員会の議決を求めるものでございます。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

添付資料としまして流動化奨励金交付要綱をつけてありますので、お目通しください。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。小脇委員。

6番委員 貸し手だけに5,000円払うようになったのは何年くらい経つか。

事務局 平成19年5月4日に変更されて5,000円ということで、その前までは貸し手の方に5,000円、借り手について認定農業者は5,000円、担い手農家は3,000円ということになっています。貸し手の方は今言った奨励金が対象になっています。条件としては借り手については農地流動化奨励金と同じ形で規模拡大加算金、認定農業者であれば自分の農地を集積化する。その条件が整えば20,000円という国からの助成が受けられます。以上です。

議長 他にありませんか。

6番委員 1号議案にもありますが10年契約を結ぶ方もいますよね。そういう長期の方には10,000円にするなどというのはないですか。例えば5年を5,000円、10年を10,000円にするなどはどうでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 一応要項に基づいてこちらの方は支払関係をしていくということで、今言ったことについては今後の農業委員会の農地流動化・農地集積に対する要望ということで協議をしてまた町の方にも要請していくという流れにしたいと思います。今のところはここに書いてあるとおり5,000円になっている、ということです。

議長 小脇委員、いいですか。

6番委員 はい。

議長 他にありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第4号については原案どおり決定するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第4号については、原案どおり決定いたしました。

議長　　以上で、本日の総会の議案事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。